

葛巻町農業委員会
第28回総会議事録

事務局長 お疲れ様です。ただ今から第28回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

会長 [あいさつ]

おはようございます。3カ月続いたの午前中からの総会ということで、それぞれお忙しい中、大変ご苦勞様です。先日の台風18号は、大変強い台風ということで心配されましたが、何件かデントコーンの倒伏等あったようですが、被害が大きくなりほっとしているところではないでしょうか。また、今月の東北・北海道農業活性化フォーラム、山形県の南陽市に出席された方々、大変お疲れ様でした。大変参考になったフォーラムではなかったのかなと思います。それから、今月の15日、葛巻町地域おこし協力隊の歓迎会がグリーンテージで行われました。5人の地域おこし協力隊員が決まりまして、1人は総務企画課でくずまき型DMO観光コーディネーター、1人は教育委員会で高校魅力化コーディネーター、もう1人は農林環境エネルギー課でくずまき型酪農構想実現コーディネーター、残り2人はくずまき高原牧場のプロデューサーとエバンジェリストとして、2年間あるいは3年間、葛巻の為に協力いただくことになっております。町長の挨拶でもありましたが、ぜひこの5人には、引き続き地域おこし協力隊の事業が済んでも葛巻に定住してもらえるように、皆様からもご協力をいただきたいということでした。アドバイスであったり、情報交換等よろしくお願いいたします。また、本日午後からはソバの刈り取り作業ということで、欠席者もおりますが、雨が降らないことを願ひまして今日のうちに片付けたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

議長 [開 会]

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第28回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中13名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、1番門場委員、2番馬場委員、6番芳田委員から欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議長 《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、12番藤岡委員、14番久保委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議長 《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご

異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧くださいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
8月28日(月) ～29日(火)	第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会 総会・研修会 (町内 グリーンテージ、岩手くずまきワイン)	会長 会長職務代理者 事務局2名
30日(水)	農業委員・農地利用最適化推進委員 ブロック別研修会 (町内 グリーンテージ)	会長ほか委員11名 事務局長
9月1日(金)	葛巻町議会9月会議 本会議 (役場 議場)	会長、事務局長
2日(土)	葛巻町森林組合設立50周年記念式典及び祝賀会 (町内 グリーンテージ)	会長、事務局長
4日(月)	葛巻町議会9月会議 一般質問 (役場 議場)	会長、事務局長
7日(木) ～8日(金)	東北・北海道農業活性化フォーラム 第11回全国和牛能力共進会宮城大会 (山形県南陽市、宮城県仙台市)	会長ほか委員9名 主幹
8日(金)	葛巻町議会9月会議 本会議 (役場 議場)	会長、事務局長
15日(金)	現地確認 (町内)	坂井委員、森委員 事務局長、主幹
	地域おこし協力隊員歓迎会 (町内 グリーンテージ)	会長、事務局長
17日(日)	第63回葛巻町ホルスタイン共進会 第7回葛巻町和牛共進会 (町内 体験交流センター)	会長

以上でございます。

議長

ただ今の報告について、何かご発言がありましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

この議案は、8番藤森委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、退席をお願いいたします。

【8番藤森委員 退席】

議長 それでは事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、1ページをご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。この案件の申請人は●●●地区の●●●●●さんで、●●●第●●地割字●●の原野25,102㎡のうち畑7,734㎡に、農業用施設の牛舎1棟 約1,300㎡、スラリートタンク1基 約500㎡及びロール置場 約2,500㎡を整備するために永久転用するものでございます。経営移譲により平成28年から10年間の使用貸借契約を結んでいるもので、契約満了以後は、更新の予定です。また、農振区分につきましては、農業振興地域内の農用地区域内にあたる農地となっております。

申請地の位置図は、5ページをご覧ください。農地は国道●●●号から上った●●牧場の北側となります。配置図は6ページの写真をご覧ください。既存の畜舎等の脇に整備する計画となっております。調査書は2ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果について、11番坂井委員にお願いします。

【11番坂井委員 挙手】

議長 坂井委員。

11番 現地確認の結果を報告いたします。

この案件は、牛舎及びスラリートタンク、ロール置場を整備するために既存の畜舎等に隣接する農地の全部を永久転用するもので、牧草が作付けされておりますが、周囲は山林に囲まれていることから、ほかの農地に及ぼす影響はないものと思われま。よって調査書に記載のとおり特に問題はないと判断しました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明を3番星野委員にお願いします。

【3番星野委員 挙手】

議長 星野委員。

3番 はい。今朝見てきましたが特に問題はないと思います。

議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。
8番藤森委員は入室してください。

議 長 【8番藤森委員 入室】

《日程第5》

議 長 次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
議案書は9ページをご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
まず1番の案件ですが●●地区の●●●さんが、息子の●●さんと許可の日から18年間の貸借契約を締結し、●●第●●地割字●●の畑978㎡に農業用施設のバンカーサイロを整備するため、永久転用するものです。対象農地は今年1月の総会で売買の許可を受け、3月24日に●●さんが取得した農地を借り受け、認定農業者である父●●さんが補助事業で整備を行うものです。

事務局長 また、農振区分につきましては、修正をお願いいたします。まず9ページの農振区分につきましては農用外ではなく農用内になります。それから10ページの右端、5(3)農用地区域決定の有無ですが、こちらは農用地区域内の方に丸ということで訂正をお願いいたします。農振区分につきましては、平成29年7月21日に用途変更を行っており、先ほどの農業振興地域内で農用地区域内の農業用施設にあたる農地となっております。申請地の位置図は、13ページをご覧ください。農地は国道●●●号と●●●●●川の間
の堤防寄りにあります。配置図は14ページをご覧くださいと思います。既存の堆肥舎の隣に整備する計画となっております。調査書につきましては10ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるもの

です。

議案書は9ページにお戻りください。

次に2番の案件ですが、有限会社●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●第●地割字●●の転作田1,837㎡、貸付人は同地区の●●●●さんで、貸付期間は許可日から11カ月の予定です。

申請地の位置につきましては17ページをご覧ください。対象農地は●●●●●川沿いで有限会社●●●●の作業場の対岸付近で、先月ご審議いただいた案件の隣接地でございます。調査書は15ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を11番坂井委員にお願いします。

【11番坂井委員 挙手】

議 長 坂井委員。

11 番 1番の案件は、バンカーサイロを整備するために既存の堆肥舎に隣接する農地の全部を永久転用するもので、現在は事業の実施に向けて何も作付けされていないことから、周囲の農地に及ぼす影響はないものと思われま。

よって、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断しました。

次に2番の案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、デントコーンが作付けされておりますが、工事には収穫後から着手し、先月総会で審議した案件の隣接地と同様に来年8月末までには工事を完了し、秋には飼料畑として使える状態に戻す予定となっております。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

●●さんにつきましては、ただ今坂井委員から報告があったとおりで特に問題はないと思います。●●●●さんにつきましては、先月ご審議いただきました私の畑の隣になります。今年のような雨の多い年は特に問題ないのですが、干ばつの年は、●●さんがデントコーンを付けておりますが、1メートルにも満たないような干上がる土地になります。砂利を取っていただいて、少しでも使いやすくなればと思います。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。

8 番 ●●●●さんのバンカーサイロですが、面積は分かるんですけども、容量はどのくらいでしょうか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 後ほど調べてお答えいたします。

議長 ほかにございせんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございせんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は19ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画について説明いたします。

1番の案件は、●●第●●地割字●●の田6筆7,994㎡、畑5筆7,905㎡、11筆合計15,899㎡で相続未登記地のため、●●●の●●●●●相続人代表●●●●さんが利用権を設定し、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

続きまして議案書は20ページをご覧ください。2番の案件は、●●第●●地割字●●の畑、2筆合計11,459㎡で●●●の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

3番の案件は、●●第●●地割字●●の畑、3筆合計15,149㎡で●●●の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

4番の案件は、●●第●●地割字●●の畑、2筆合計19,642㎡で●●地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

5番の案件は、●●第●●地割字●●の田2,068㎡、畑5,296㎡、2筆合計7,364㎡で同地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページでございます。6番の案件は、●●第●●地割字●●の畑4筆合計4,517

m²で同地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 すべて公社が借り受けするわけですが、次の担い手は決まっていますか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 次の議案でご説明いたします。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件には、7番川崎委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、5番の議案説明前に退席していただくことになります。

それでは1番から4番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は22ページからご覧ください。

併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を1枚おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から5番の案件は、すべて先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。

1番の配分案は●●●●●相続人代表の●●●●●さんの農地、11筆合計15,899㎡については、別様の資料No.1の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書の23ページをご覧ください。2番の配分案は●●●●●さんの畑、2筆合計11,459㎡については、別様の資料No.2の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

続きまして3番の配分案は●●●●●さんの畑、3筆合計15,149㎡については、別様の資料No.3の一覧表に記載の10名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

4番の配分案は、●●●●●さんの畑、2筆合計19,642㎡については、別様の資料No.4の一覧表に記載されている3名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第4号の1番から4番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

8番 受け手の家畜の飼養頭数や経営規模の記載がないのですが、農業委員としてはある程度把握もしたいのですが、記載がないのは何か理由があるのでしょうか。

【主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 はい。特に理由はありませんが、今までは相対での利用集積計画だったために、それぞれの経営規模を加味する必要があったんですが、中間管理事業の配分計画案につきましては、別添の優先順位検討表によって、全体的な適合性において決定することから、このような形で記載はなくしております。

【8番藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

8番 わかりました。よろしいです。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から4番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から

マスト1本の設置に伴い、一時転用許可を受けた分の第3回目の報告書で、9月5日に提出されました。

3番及び4番は、●●●の株式会社●●●●●●●●●●が今年5月15日に一時転用許可を受けた分の3番は完了報告、4番は第1回目の報告書で、今月8日と11日に提出されました。

なお、4番については施行主である●●●●の工事計画の優先順位変更に伴い、着工時期が遅れたため、進捗率は0%でございます。

9月15日に坂井委員、森委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を10番森委員にお願いします。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 現地確認の結果を報告いたします。

1番は、準備工事を実施している段階で、議案書の27から28ページの写真のとおり特に目立つような工事は行われておりません。

2番は、風況調査を継続中です。

3番と4番は、携帯電話無線基地局工事用仮設用地で、3番は既に完成しておりますが、4番は工事に着手されております。

よって、4件とも報告内容と相違ないことを確認して参りました。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「報告第2号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書の29ページをご覧ください。

災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を、施工者の●●●●株式会社から受理しましたのでご報告します。

この届は、昨年8月の台風10号により被害を受けた●●●沢の河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設道路として一時的に使用するもので、工事期間は記載のとおりです。工事箇所については、議案書31ページをご覧ください。申請地

《日程第 11》

議長 長 次に日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 事務局からあればお願いします。

【落合主幹 挙手】

議長 長 落合主幹。

主幹 はい。先ほどの藤森委員からのご質問にお答えさせていただきます。
バンカーサイロですけれども、566m³になるようです。

【8番藤森委員 挙手】

議長 長 藤森委員。

8番 わかりました。ありがとうございました。

議長 長 ほかにございませんか。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 長 藤岡委員。

12番 はい。農業委員会の総会に入院等で欠席が多くなり、皆様にご迷惑をおかけしております。特に小委員会では川崎小委員長代理に大変ご迷惑をおかけしております。申し訳ございません。これからは通院治療になりますので、体調を整えて出席したいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

議長 長 はい。身体に十分気をつけて、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第28回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年10月2日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____